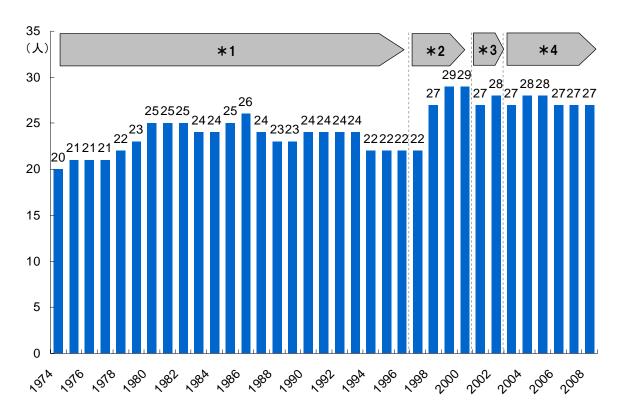
(注)前述のとおり、血液製剤に関しては、承認審査は細菌製剤課・生物製剤課が分掌していたが、安全対策については他の医薬品と同様、安全課で所掌している。

② 収集・分析・評価を担当する組織の人員数の推移

上記組織の職員数は図表 3-8 のとおりである。(グラフ中の『*』は上表に対応)

図表 3-38 安全課、安全対策課の定員数の推移



注) *1:厚生省 薬務局 安全課、

*2:厚生省 医薬安全局 安全対策課、

*3:厚生労働省 医薬局 安全対策課、

*4: 厚生労働省 医薬食品局 安全対策課

なお、1974 (S49) 年の安全課設立以前の、副作用情報収集・分析の担当 組織およびその人員数については厚生労働省も不明とのこと。

出所) 厚生労働省